

令和6年度農地等利用最適化推進 施策の改善についての意見書

令和6年9月25日
足利市農業委員会

令和6年度農地等利用最適化推進施策の改善 についての意見書

足利市農業委員会の活動に対し、ご理解とご支援を賜り深く感謝申し上げます。

平成28年4月、農業委員会等に関する法律が改正され、農地等の利用の最適化の推進が、農業委員会の最も重要な業務のひとつとして明確化されました。当委員会においても、遊休農地の解消、担い手への農地利用の集積、新規参入の推進を活動指針に掲げ、農業委員と農地利用最適化推進委員が相互に協力しながら、組織を挙げて積極的に取り組んできたところです。

そのような中、令和5年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法により、令和7年3月までに足利市が将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」を策定することとなり、担い手への農地の集積・集約化を進め、生産性の高い農業構造を構築する産業政策と、農地の保全管理や集落の維持発展などに取り組む地域政策の推進が急務の課題となります。

また、令和6年5月には、食料・農業・農村基本法が改正され、「食料安全保障の確保」が基本理念として位置づけられました。今後、合理的な価格形成の仕組みの構築など各種施策の具体化が期待されますが、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手の不足、鳥獣被害の拡大などの問題があり、安定した食料供給や食料安全保障を実現するうえですますます厳しい状況となっています。

一方、台風や集中豪雨など自然災害の激甚化、猛暑による高温障害、資源価格の高騰など、近年、農業経営にとって様々な不安定要素が増加していることから、応急支援の拡充が重要となっています。

農業は、国民の生活に欠くことのできない食料・飼料等を供給し、生産活動を通じて国土や生物多様性の保全、文化の継承等、様々な役割を持っています。その効果は地域住民だけでなく市民、そして国民全体に及ぶものであり、地域の農業活動の維持・発展が、持続可能な地域社会の実現に結びつくと考えます。

これらの実現に向けて、また、これまでの活動経過と新たな事業展開等を踏まえ、農業委員会等に関する法律第38条に基づく意見書を提出しますので、市の施策に反映されますようお願いいたします。

令和6年9月25日

足利市長 早川尚秀 様

足利市農業委員会
会長 星野雅彦

記

1 地域計画について

令和4年5月に農業経営基盤強化促進法などの農地関連法の大幅な改正がなされ、地域農業の将来像を描く「人・農地プラン」に、農地利用の姿を示した「目標地図」を加え、「地域計画」を作成することが市町村に義務付けられました。新たに作成することになった「目標地図」は、農地を一筆ずつ、担い手ごとに地図に表示をするもので、その素案は、市町村の求めを受けて、農業委員会が中心となって作成することになっています。

本市では旧市地区を除く地域を12地区に分けて、地区ごとに「地域計画」を策定するための地域座談会を開催し、計画の対象区域の範囲や地域の今後の農業の在り方についての議論を行い、地域の理解を十分に得たうえで、令和7年3月の公告に向けて策定を進めているところです。

地域計画策定後、何より大事なものは、その具現化です。そのためにも、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等関係団体との連携を図りながら、農業情勢の変化に適切に対応し、地域農業者の意思が十分に反映された農業経営の実現に向け、積極的な支援をお願いします。

2 農作業における安全対策の推進について

報道によると、全国で2022年に起きた農作業事故のうち、熱中症による死亡者は29人で、死亡事故全体の12.2%を占め、10年前の倍になっています。今年 of 基幹的農業従事者の7割が65歳以上であり、高齢化が今後さらに進むことを考えると、その危険性はさらに増すものと考えます。

また、農作業中の死亡事故で64%と最も多いのが農業機械作業による事故です。市内でも今年、農業機械作業中に身体の損傷を伴う痛ましい事故が発生しています。このことで農業経営の継続が困難となり、大事なベテラン農業者を失ってしまいました。

食料自給率の向上、食料安全保障の確保は、まず第一に農作物を作る人の健康があつてのことです。そのためにも、農業委員会、農協、農業共済、県等の関係機関と連携し、定期的な安全講習等、農業者の命を守る施策を喫緊の課題としてとらえ、確実に実施して下さるようお願いします。

3 遊休農地の発生防止と解消について

(1) 中山間地域等への対応

本市で中山間地域に指定されている地域（北郷地区の一部、名草、三和、小俣地区）は、水路や農道等の保全などを目的とした地域的な取組みを支援する国の事業対象農地が限定されているため、整備が進まず、太陽光発電設備用地への転用が増加している状況にあります。

中山間地域や農振農用地区域外においても活用できる支援措置と、農業用機械等の導入に関する支援制度の創設をお願いします。

(2) 有害鳥獣対策の充実・強化

シカ・イノシシ等の野生鳥獣による農作物被害は、営農意欲を低下させ、遊休農地の増加をもたらすなど、農地利用に大きな支障を及ぼしています。被害防除対策事業の継続と事業の周知を強化するとともに、狩猟初心者向け研修会の開催による捕獲従事者の育成、確保、捕獲経費への支援など、更なる充実・強化を図られますようお願いします。

また、近年、農作物被害が深刻化しているサルに対する新たな駆除・捕獲対策、空き農地等を活用した捕獲施設の設置や、鳥獣被害を受けにくい作物への転換、推進等への支援をお願いします。

(3) 空き農地対策の支援

空き農地等を活用してコスモスや菜の花、ヒマワリ等の作物を栽培する取組が、全国的に民間レベルで実施されています。この取組は、良好な景観を形成しつつ耕作放棄地の解消と不法投棄を抑制する効果も期待されることから、景観形成作物の栽培に必要な経費の助成制度創設や、景観形成に資する地域が行う不法投棄対策への支援をお願いします。

(4) 小規模農業者等営農活動の支援

農業者の減少が急速に進んでいます。改正食料・農業・農村基本法では、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に加え、「多様な農業者」により農業生産活動が行われることで農業生産の基盤である農地の確保が図られるよう配慮することとしています。

地域農業の維持、活性化、そして遊休農地の発生防止を図るには、将来にわたって農地を利用する多様な人材を確保する必要があります。

地域農業の多くを占める小規模農業者等が営農を継続するために必要な農業機械を購入する経費への補助制度を設けるなど、営農意欲のある小規模農業者等の営農活動への支援強化をお願いします。

4 農地利用の集積・集約等について

(1) 多面的支払交付金の拡充支援

本市では、国の多面的機能支払交付金を活用し、農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持などの農地維持の共同活動に地域組織が取り組んでいます。

元来農村では、水路や農道の維持管理を地域住民の共同作業で行ってきました。この交付金による支援は、地域コミュニティの再構築にもつながり、大変意義あるものと考えますが、現制度では対象となる農地が農振農用地区域内の農用地に限定されています。事業を活用できない地域農業者からは、市において必要経費の助成制度を求める声が各種会議のたびに出されています。ついては、この制度を拡大し、市全域で農村環境を支える体制づくりを支援していただくようお願いします。

(2) 農地整備の推進

本市南部地域の百頭・県地区において、念願であった圃場整備事業が採択され、事業の円滑な推進のため地元農業者と関係機関が連携し協議を重ねているところです。

圃場の大区画化によって作業の効率化、コストの低減が図られることは、担い手にとって大きなメリットがあり、本市の農業が成長産業として発展するための礎となるものです。将来にわたり農地の効率的な利用ができるよう、引き続き農地整備の計画的な推進と、整備を希望する地域への支援をお願いします。

(3) 水田の高度利用と新技術導入に向けた支援

主食用米の需要低減に伴い、今後は農地整備を踏まえた露地野菜等の高収益作物の産地化等、水田の高度利用の検討が必要であると考えます。さらに、担い手の経営規模拡大による収益増という相乗効果をもたらすために、裏作物の指導や、スマート農業機器など新たな技術の導入支援をお願いします。

5 新規参入の推進について

(1) 新規就農者への支援

新規就農希望者が安心して就農できるよう、関係団体との連携を綿密に図るとともに、「新規就農塾」事業が実際の就農に結びつくよう、研修手当の増額や、就農時に必要なハウスや農業用機械への補助を充実させるなど、研修から就農まで一貫したサポートメニューの充実、法人の雇用就農に対する支援、関連情報の発信強化に取り組まれますようお願いいたします。

また、就農時に必要な書類・手続きの簡素化、フロー図の作成など、新規就農者の手続きが円滑に進むための取組を推進するとともに、移住就農者への住居面での支援を行うなど、新規就農者への支援強化をお願いいたします。

(2) 農業経営の法人化への支援

改正食料・農業・農村基本法では、農業の持続的な発展のため、農業経営の法人化の推進、農業法人の経営基盤の強化に必要な施策を講ずるものとしています。

本市においても、農業法人を地域農業の重要な担い手として捉え、法人化への取組や法人経営の安定化に対する支援をお願いいたします。

(3) 農業体験の促進

農業への理解を深め、将来の新規就農につなげる仕組みとして、次世代を担う子どもたちへの食育や農業体験学習の推進を図るとともに、担い手への利用集積が難しい農地の有効活用として、農業体験の場としての市民農園等の貸農園の整備、利用促進を図るようお願いいたします。

6 その他

(1) 資材価格等高騰対策について

ウクライナ情勢や円安等により、燃油、農業資材、肥料等の価格は高騰し、農業経営を圧迫しています。今後も高止まりが続くものと懸念されることから、農業者が安心して農業経営を続けられるよう、資材等価格高騰の長期化に対する支援策や、耕畜連携、肥料

の効率利用に向けた支援等について国や県へ積極的に働きかけるとともに、市独自の対応について検討いただくようお願いいたします。

(2) 農畜産物のブランド力の強化について

温暖な気候と豊富な日照条件に恵まれ育てた本市の農畜産物は、取引される首都圏をはじめとする県内外で高く評価されています。ふるさと納税の返礼品への活用をさらに進め、本市農畜産物のブランド力を強化するためのPRに努めるとともに、新たなブランド品開発を積極的に推進いただきますようお願いいたします。

(3) 農業用施設の適正管理及び関係団体との連携強化について

農業生産の基盤となる水利施設や農道については、施設の維持管理及び老朽化した施設の更新、安全対策、水量の確保や地域のルール作り等、土地改良区等関係団体と連携して事業を実施するよう配慮をお願いいたします。また、河川や道路の雑草等の管理についても営農に影響がないよう配慮をお願いいたします。

(4) 女性の活躍について

地域で活躍する女性農業者については、農業委員、農地利用最適化推進委員を始め、農業関連組織への参加、役職への登用等、男女共同参画の理念のもと、広く活躍できるよう配慮をお願いいたします。

(5) 道の駅について

「道の駅」の設置を農業振興の起爆剤として期待しており、市としての考えを早期に示されるようお願いいたします。

(6) 温室団地の再整備について

新クリーンセンターの余熱を近隣農地の営農に利用するという取組みは、昨今のエネルギー転換・脱炭素化に向けた政策に合致する大変有効な手段であると考えます。

温室団地の再整備について、検討を進められますようお願いいたします。

(7) 水害対策の推進について

近年の地球温暖化による影響から、台風や線状降水帯による集中豪雨で農作物が水没する被害が全国的に増えています。特に、本市東部の富田地区、毛野地区及び、南部の久野地区では、令和元

年東日本台風により、一帯が水没して農業に甚大な被害がもたらされました。農業水利施設等の整備と併せて、排水対策及び雨水流出抑制対策を、国・県への働きかけを含め、さらに進められるようお願いいたします。